

認証保育所および保育室の入園児募集

・募集人数・申し込み方法等詳しくは、各施設へお問い合わせください

認証保育所は、保育の質を確保しつつ、産休明け保育・長時間保育などを実施する保育施設で、区内に6園あります。

保育室は、保育が必要な3歳未満の健康な子どもを預かる小規模な保育施設で、区内に4園あります。

【施設の名称・対象年齢等】表1・表2のとおり

【問合せ】保育課入園係（本庁舎2階）☎ (5273) 4527へ。

表1 認証保育所

名称	所在地・電話番号	開所時間等	対象年齢(定員)
エデュケアセンター・新宿	富久町13-1、ローレルコート新宿タワータウンフォーラム2階☎ (5363) 1015	月～土曜日午前7時～午後10時（日曜日・祝日・年末年始は休園）	生後57日～就学前（30名）
キッズプラザスク高田馬場園	高田馬場2-16-11、高田馬場216ビル2階☎ (5285) 2600	月～土曜日午前7時30分～午後11時、日曜日・祝日午前8時～午後8時30分	生後45日～就学前（60名）
マミーズハンド神楽坂	改代町26-1、三田村ビル1階☎ (5206) 7317	午前7時30分～午後8時30分（日曜日・祝日・年末年始は休園）	生後57日～3歳児（30名）
キッズプラザスク飯田橋園	神楽河岸1-1、セントラルプラザ3階☎ (3260) 5697	月～土曜日午前7時30分～午後10時、日曜日・祝日午前8時～午後8時30分	生後45日～就学前（57名）
キッズプラザスク神楽坂園	矢来町98-1、曙ビル1階☎ (5225) 6933	月～土曜日午前7時30分～午後10時、日曜日・祝日午前8時～午後6時	生後45日～就学前（30名）
ポビンズナーサリ一早稻田	西早稲田1-1-7、早稲田大学28号館2階☎ (5155) 2168	午前7時30分～午後10時（日曜日・祝日・年末年始は休園）	生後57日～就学前（60名）

表2 保育室

名称	所在地・電話番号	開所時間等	対象年齢(定員)
鳩の会ポッポの家共同保育所	中井2-28-3 ☎ (3950) 2060	午前7時～午後7時（日曜日・祝日・年末年始は休園）	生後43日～3歳未満（16名）
国立国際医療センターつくし保育園	戸山1-21-1、国立国際医療センター内☎ (3207) 5033	午前7時30分～午後6時30分（日曜日・祝日・年末年始は休園）	生後43日～3歳未満（20名）
コスモス保育園	大久保1-13-19 ☎ (3208) 8506	午前7時～午後8時（日曜日・祝日・年末年始は休園）	生後57日～3歳未満（21名）
東京YMCA山手センター・チャイルドケアセンターSTEP	西早稲田2-18-12 ☎ (3202) 0321	午前7時15分～午後8時45分（日曜日・祝日・年末年始は休園）	生後57日～3歳未満（20名）

中学生を対象とした「新宿区児童手当」の受け付けを開始

～4月以降新たに支給対象となる児童がいる方へ

区では、中学生の児童を養育している方を対象に「新宿区児童手当」を支給しています。

4月から新たに支給対象となる平成6年4月2日～7年4月1日生まれの児童の受け付けを、3月1日㈭から開始します。支給対象となる方は手続きをしてください。なお、手当の支給は、請求のあつた翌月からとなります。

この「新宿区児童手当」は、小学校修了前児童を対象とした「児童手当（国制度）」とは別の制度です。手続きは、手当ごとに必要です。詳しくは、お問い合わせください。

【対象】次のすべての要件を満たしている方。①区内に住民登録または外国人登録（短期滞在を除く）をしている、②平成4年4月2日～7年4月1日生まれ（新中学1～3年生）の児童を養育している、③請求者の平成17年中の所得が所得制限額（右表）未満である

※請求者は、原則として父または母で、所得の高い方になります。世帯で合算はしません。

※19年5月1日請求分からは平成18年中の所得で支給の可否を決定します。

【手当額】第1子・第2子…月額5,000円、第3子以降…月額10,000円

※いずれも18歳到達後最初の3月31日までの児童数で数えます。

【申込み】子ども家庭課育成係（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）☎ (5273) 4546または特別出張所の窓口においていただくか、郵送またはインターネットの電子申請で手続きをしてください。請求書は、新宿区ホームページから取り出せます。

扶養親族数	国民年金加入者または年金未加入の方	厚生年金または私立学校職員共済組合等に加入の方	
		所得制限額	
0人	460万円	532万円	
1人	498万円	570万円	
2人	536万円	608万円	
3人	574万円	646万円	
4人	612万円	684万円	
5人	650万円	722万円	

※以降1人増えるごとに38万円を所得制限額に加算します。※社会保険料相当分として、全員の方が一律に8万円を所得額から控除できます。その他所得額から控除できるものがあります。

介護予防お得なミニ講座

今から取り組む介護予防

◎第5回…脳も使わなければさびる！「脳活性化生活」のすすめ

最近の研究によると、認知症の発症は遅らせることができるといわれています。そのためには、脳を使う習慣をもつことや、人と交流したり生活习惯を改善することで、脳の細胞を活性化することが重要です。

今回は、「使ってイキイキ」する脳を保つ方法を紹介します。毎日の生活の中で楽しみながら、取り組んでみましょう。

①エピソード記憶（体験を記憶して思い出す機能）を鍛える…2日遅れの日記を書く、レシートを見ないで家計簿をつけてみるなど

②注意分割脳（2つ以上のことを同時にを行うと

き、適切に気を配る機能）を鍛える…料理をするとき何品か同時に作ってみる、仕事をできばき片付けるなど

③計画力（新しいことをするときに段取りを考えて実行する能力）を鍛える…旅行の計画を立てたり、効率の良い買い物順路を考えるなど

【問合せ】各保健センターへ。

※保健センターでは各地域センターで月1回「若がえり講座」を行っています。また、介護予防のパンフレットを配布しているほか、相談もお受けします。



保育ママ（家庭福祉員）のご案内

保育ママ（家庭福祉員）は、保育経験がある有資格者が保育の必要な子どもを自宅で預かる制度で、区内（四谷・落合・牛込地区）に4名の方がいます。利用を希望する方は、保育課入園係へ申し込んでください。

【保育時間等】午前9時～午後5時（延長保育あり）。日曜日・祝日・年末年始等の休みあり

【対象】区内在住の生後5週間～3歳未満の健康な子ども

【定員】保育ママ1名に付き3～5名
【申込み】保育課入園係（本庁舎2階）☎ (5273) 4527へ。

◎4月から認証保育所等の保育料一部を助成

認証保育所等を利用する方の保育料の負担を軽減するため、助成を開始します。

【対象】区内に住民登録または外国人登録をしている児童の保護者で、都内の認証保育所（保育時間が月160時間未満の方を除く）か、表2の保育室または家庭福祉員と月ごとの利用契約を結んでいる方

【児童1人当たりの助成金額（予定）】

認証保育所…月額20,000円、保育室…月額12,000円、家庭福祉員…月額4,500円

【申込み】保護者の方が利用施設に直接、申請してください。区から施設へ助成金額を補助します。保護者の方には助成金額を差し引いた保育料を負担していただきます。

【問合せ】保育課保育係（本庁舎2階）☎ (5273) 4525へ。

エレベーター乗降口の近くにある階段との段差にご注意を

●建築物の所有者・管理者の方へ

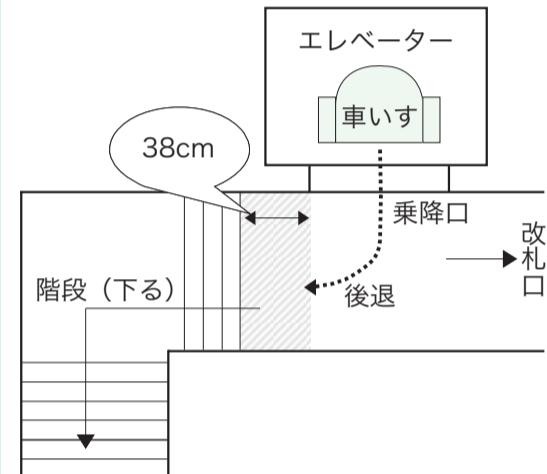
18年12月8日、札幌市の琴似駅で、電動車いすに乗っていた方が階段から転落し、死亡する事故が発生しました。

事故現場はエレベーター乗降口と階段が隣接しており、被害者の方は、駅の改札口に向かうため、エレベーター前の通路で方向転換する際に、後ろ向きで階段に転落し、亡くなりました。この施設は、乗降口の端から階段までが約38cmしかなく、階段の寸前まで車いすを寄せて方向転換しなければなりませんでした（下図）。

建築物の所有者・管理者の方は、同様の事故が起きないように、エレベーター乗降口と階段が隣接している等の危険性のある場所は、改良したり、利用者に注意を呼び掛けるなど、事故予防の対策を行ってください。

【問合せ】建築課建築審査係（本庁舎8階）☎ (5273) 3742へ。

事故発生現場



「住宅マスタープラン」の策定に向けて

住宅まちづくり審議会が「中間のまとめ」を提出

●ご意見をお寄せください

区では現在、住宅マスタープランの策定を進めています。18年2月、区長は住宅まちづくり審議会に、新宿区における新たな住宅政策のあり方を諮問しました。

今回、審議会から答申に向けた「中間のまとめ」の提出がありましたので、概要をお知らせし、皆さんのご意見を伺います。

「中間のまとめ」の全文は、住宅課・都市計画課（本庁舎8階）・区政情報センター（本庁舎1階）で配布しています。また、特別出張所で閲覧できるほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。「中間のまとめ」へのご意見等は、3月16日㈮までに郵送（必着）・ファックスまたは新宿区ホームページで受け付けます。表題に「中間のまとめについて」とご記入ください。

【ご意見の提出先・問合せ】住宅課住宅係（〒160-8484歌舞伎町1-5-1、第1分庁舎6階）☎ (5273) 3567・㈹ (3204) 2386へ。

★基本目標

- (1)だれもが安心して暮らせる住まいづくり・まちづくり
- (2)豊かな住生活を実感できる住まいづくり・まちづくり
- (3)安定した居住を確保できる仕組みづくり
- (4)地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり・まちづくり

★基本的な視点

基本目標の達成に向け、次に挙げた視点を基に施策を展開していきます。

○既存住宅の有効活用と住宅市場の活用

○関連する施策分野との連携

○多様な主体との協働と連携

★住宅政策の方向性

基本目標の達成に向けた、住宅政策の方向性を示しています。

- ▶基本目標(1)…①災害に備えた住まいづくり・まちづくりの推進、②防犯性向上への取り組み、③健康に配慮した住宅の普及促進、
- ▶基本目標(2)…①分譲マンションの適正な維持管理および再生への支援、②ユニバーサルデザインの推進等による住宅の質の向上、
- ③多様な居住ニーズに対応できる仕組みづくり、④環境に配慮した住宅の普及促進、
- ▶基本目標(3)…①高齢者等の住まいの安定確保、②安心して子どもを育成できる居住環境づくりと居住継続の支援、③区立住宅ストックの有効活用とセーフティネット機能の向上、
- ▶基本目標(4)…①地域コミュニティによるまちづくり活動への支援、②外国人との共生に向けた支援等